

「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトロゴマーク使用要領

第1（趣旨）

この要領は、「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトを県内外に広め、多くの団体や企業等と連携して県民に広く普及することを目的に、民間企業等がロゴマーク等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（使用届）

ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）健康寿命日本一おおいた創造会議構成団体（機関）及び健康寿命日本一おうえん企業が商用を目的とせず使用するとき。
- （3）その他知事が適当と認めるとき。

第3（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他知事が不適當と認めるとき。

第4（使用料）

使用料は無料とする。

第5（使用の際の遵守事項）

ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク使用マニュアルの適用を遵守すること。

第6（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、知事が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年9月6日から施行する。